

# 経営経済学への規範的言明の導入に関する弁護

## Plädoyer für die Einbeziehung normativer Aussagen in die Betriebswirtschaftslehre

von Wolfgang H. Staehle

W. H. シュテレーレ 著

森 哲彦監修訳・小出健一紹介訳

Aufsichtsübersetzt von Tetsuhiko Mori

Vorstellungsübersetzt von Kenichi Koide

### 訳者解題 Erklärung von Übersetzer

今日のドイツ経営経済学の停滞的状況は、学科の歴史的考察の希薄さにある、と指摘されて久しい。さて、その経営経済学の方法論争史においては、第一次から第四次までが認められている。本小論では、新しい科学の方法に注目し、1970年代初頭に行われた第四次方法論争の一コマを紹介するものである。

第四次方法論争の枠組み区分については、次の3点を示しておく。<sup>1)</sup> 1. アメリカの新しい分析科学である意思決定論に基づくハイネン(E.Heinen)の「意思決定志向的経営経済学」1968年に対し、ポパー(K.R.Popper)の言う批判的合理主義の立場からするシャンツ(G.Schanz)の「実践規範論としての経営経済学批判」1973年の論争。2. 1970年代前半の不安定な社会を総体として把握したフランクフルト学派第二世代のハーバーマス(J.Habermas)が言う社会思想に依拠して、労働者の利害を企業目標の中心に置く「労働志向的個別経済学」1974年の主張に対し、批判的合理主義に基づく経営経済学との論争。3. 同じハーバーマスの社会思想に依拠するロイトルスベルガー(E.Loitsberger)が経営経済学に「超経済的価値観と規範」を導入しようとする主張1971年と、さらに「経営経済学への規範的言明の導入」を弁護するシュテレーレ(W.H.Staehle)の主張1973年に対し、批判的合理主義の立場から、シャンツやフィッシャー・ヴィンケルマン(W.F.Fischer-Winkelmann)により批判がなされた、新しい規範主義論争。

これら諸論争は、むしろ相互に関連し、まさしく重層的かつ相互批判的に行われたのである。ここで問題としておきたい点は、シュテレーレの方法である。つまりシュテレーレは、1. 一義的に批判的合理主義を排除する思考様式ではなく、むしろ2. 没価値的言明システムにおいて規範的言明システムを導入する体系構想の思考様式をとることである。この前者の思考様式に関して見ると、社会科学方法論争のうち、1900年初頭に、社会科学の目的や方法を巡って行われた「価値

判断論争」がある。この「論争」は、ヴェーバー(M.Weber)の言う社会科学の客観性とシュモラー(G.Schmoller)の言う倫理的な価値判断の妥当性ととの二元性の対立論争であった。この対立論争を受けて、経営経済学第一次方法論争が行われた。さらにこの「価値判断論争」を引き継いだとされる1961年以降の「実証主義論争」がある。この「論争」は、ポパーが言う批判的合理主義の立場から、反証こそ科学の中核をなし、認識進歩を主張するのに対し、アドルノ(Th.W.Adorno)の言う「社会の批判理論」では、本来の社会科学の方法は、対象である社会的個別問題の批判や実践的な働きかけをも含まねばならないと主張する、対立論争である。これら諸論争は、一方が他方を排斥せんとする二元性、二極化のままに終わっている。しかしかつてカント(I.Kant)は、認識論上の古典的対立(分別)、つまり理性論(合理論)対経験論、实在論対観念論<sup>2)</sup>という二元性の対立を調停し、批判哲学を確立したことは、周知のところである。ここにおいてシュテーレもまた、既述のように、没価値的言明システムと規範的言明システムの二元性対立(分別)において、一方を排斥するのではなく、前者に後者を導入し、調停関係に置くことにより、問題や限界を留めるにせよ、前者の持つ真価と後者の持つそれとを肯定し、生かし直すという可能性の構想に注目しておきたいのである。

以下では、シュテーレの論文「経営経済学への規範的言明の導入に関する弁護」1973年の概要を示し、資料として、その全文を紹介訳出しておくものである。<sup>3)</sup>

<概要>1970年代に入り、批判的合理主義の立場を支持する経営経済学に意見の一致が生じた。そこでは、現代的科学理論の応用が問題となる。これに対し、シュテーレは、新しい科学理論的な認識を通して、経営経済学に規範的言明の受容を計ろうとする。

さて経営経済的言明システムにおいて、規範的言明の導入要求は、没価値の支持者にとっては、非科学的で、認識進歩を妨げるものとなる。これに対し、シュテーレによれば、経営経済学における規範的—価値評価的言明の導入拒否と新実証主義的で分析的な科学理論の無批判的受け入れは、経営経済学の憂慮すべき事態である。つまり価値中立的経営経済学は、支配知識を産み出し、イデオロギー上の立場に基づいて、学問的行為を正当化するものとなる。これに対し、かつてレップフェルホルツ(J.Löffelholz)は、経営経済学においても、規範的—価値評価的方法の復興を思い、グラエゼール(B.Glaeser)は、価値中立性を持つ科学の性格は、社会的責任を含む科学のエートスと調和しない、とする。

そこでシュテーレは、没価値的経営経済学と規範的経営経済学の相違を明らかにするため、前者の代表としてヴェーエ(G.Wöhe)、後者の代表としてシェアー(J.F.Schär)を取り上げる。ヴェーエによれば、経営経済学は没価値的科学であり、価値判断は個人的な信条告白を表すだけである。「人間は目的ではなく、むしろ手段」であり、「企業はより大きい収益、より高い収益性という目標のみを持つ」とする。一方シェアーにとり、総合経済的目的が個別経済にとり決定的となる。

## 経営経済学への規範的言明の導入に関する弁護

シェアーは、彼の学説の規範的領域に個人主義の放棄と社会連帯主義の方向性を要求する。彼の理想は、自由な経済共同組合の利害において営まれる商業活動である。

シェアーからロイトルスベルガーに至る科学者達は、経営経済学において規範的言明の導入を行ってきた。これに対し、シュテーレは、これら規範主義者の主張が、没価値的論者により非難される3つの論拠を上げる。そして3つの論拠に対し、シュテーレは、反批判を行う。①規範的一価値評価的経営経済学は存在でなく、当為を研究するので非科学的、とする論拠。②経営経済学において、経済原則は没価値的経営経済学の同一性原則である。その他の原則は価値判断であり、許容できない、とする論拠。③価値判断は個人的な信条である、とする論拠。

①について、シュテーレによれば、規範的一価値評価的経営経済学は、存在を没価値的に分析し、成果を固有の価値システムの尺度で測定することを任務とする。つまり存在と当為の間の見解の相違の調停に、一定の形成能力を示す、とする。そこでシュテーレにより規範主義者とされたロイトルスベルガーは、定式化された価値前提を所与とし、経営経済学内の外成規範的（規範的一価値評価的）方向を受け入れない、とする。他方で、シュテーレによれば、経営経済学が存在科学であるとする命題は、価値判断を表している<sup>4)</sup>ので、従うことはできない。本来、経営経済学は存在状態の記述と説明に留まるのではなく、規範的形成の勧めを入手すべき、とする。

②について、ヴェーエによれば、経営経済学は、経済主義的立場と出会う。経済原則は、倫理的に中立である。シュテーレによれば、ここにおいて社会政策上の諸問題提起の排除戦略が取られているものとなる。ここから経営経済学や社会科学の高度な専門化が科学と実践の間を疎遠にした、とする。それゆえシュテーレは、諸学科の言明を考慮に入れ、課題志向的で状況的な研究発想を弁護し、幅広い認識対象の形成の勧めの入手を要求する。

③について、シュテーレによれば、研究者の価値判断は避けられない、とする。経営経済学における価値判断は、社会的秩序諸原則を受け入れるが、この諸原則は、合理的ではなく、形而上学的に基礎づけられる。つまり反証可能な仮説を持つ没価値的言明とは逆に、この諸原則は、厳密な科学理論上の検査方法に支配されないし、支配されてはならない、とする。シュテーレは、経験的事実と主観的価値判断の分別を認めつつ、両者の調停を計ろうとするのである。

以上、3つの論拠に対する論破の後、シュテーレは、自らの価値システムを経営経済的言明システムの出発点とする。つまり彼の言う価値システムとは、社会的人格主義<sup>5)</sup>である。シュテーレによれば、民主的国家における民主的な基本的立場は、継続的な民主化を通してのみ可能となる。この基本的立場は、経済の部分システムではなく、ドイツ連邦共和国の基本法にある共同生活や共同労働の民主的原則の導入を意味している。具体的には、その基本的立場は、基本法の第一章、基本権、人間の尊厳、第二章、人格の自由である。そして、民主主義の核心は、ブルーム(F.H.Blum)によれば、連帯原則と相互扶助原則である。

連帯原則は、経済原則として、競争ではなく、協働、協同作業を意味する。連帯原則を補う相

互扶助原則は、より小さな生活範囲を保護する。この連帯原則と相互扶助原則の価値観は、人格に由来する。その人格は、人格主義の哲学的方向と一致する。その人格的価値は、変化する社会関係に依存しているので、そこから人間の共同社会責任が導き出される。人格主義の意味における人間開放の道は、人格主義の社会政策的な支持者の考えに通じている。ここからシュテーレは、1973年著書『組織と管理』<sup>6)</sup>で、経営経済学は、科学それ自体のためでなく、社会に関する科学の職務機能に気づくべきである、とする。そのため経営経済的研究は、所与の設定について目的合理的行動を追求するのではなく、研究成果は、常に社会的に関連づけられている、そして研究成果が自由であるために、社会の関与の意識において営まれる必要がある、とする。

## 注)

- 1) 第四次方法論争はその他に、シュタインマン (G.Steinmann) の構成主義経営経済学やシュナイダー (D.Schneider) の企業者職能経営経済学の主張が挙げられる。
- 2) カントが言う理性論対経験論、実在論対観念論についての研究は、例えば、次の文献に挙げられている。  
大江精三『一般認識論 科学的形而上学への道』南窓社、1973年、85-96ページ。  
黒崎政男『カント『純粹理性批判』入門』講談社選書メチエ192、講談社、2000年 85-96ページ。  
森哲彦「カント純粹理性批判の解明」『研究紀要』(名古屋市立大学人文社会学部) 第17号、2004年、31-43ページ。
- 3) シュテーレ「経営経済学への規範的言明の導入に関する弁護」について、わが国では、例えば、次のような文献に、その論述がなされている。  
永田誠『経営経済学の方法』森山書店、1979年、151-154ページ。  
北村健之助『現代ドイツ経営経済学』白桃書房、1982年、151-167ページ。  
鈴木辰治『経営経済学の理論と歴史』文眞堂、1987年、260-266ページ。  
高田馨『経営学の対象と方法—経営成果原理の方法論的省察—』千倉書房、1987年、263-267ページ。  
森正紀『生産性と人間性の経営経済学』中央経済社、1997年、146-149ページ。  
海道ノブチカ『現代ドイツ経営学』森山書店、2001年、23-24ページ。  
森哲彦『ドイツ経営経済学』千倉書房、2003年、37-38ページ。
- 4) シュテーレがここで言うように、存在科学は価値判断を表している、という解釈は、「価値判断論争」で問題となった「倫理的価値判断」の意味とは異なるものである。
- 5) ここに示されている社会的人格主義には、アーレント (H.Arendt) の公共性の復権、ハーバーマス (J.Habermas) の市民的公共性思想、そしてベラー (R.N.Bellah) の公共的市民生活論に通じるものがあると考えられる。このような社会思想は「公共哲学」と称されている。公共哲学については、近年では、例えば、次のような文献が挙げられる。  
佐々木毅・金康昌編『公共哲学』全10巻、東京大学出版会、2001-2002年。  
山脇直司『公共哲学とは何か』ちくま新書469、筑摩書房、2004年。
- 6) Staehle, Wolfgang H. : Organisation und Führung sozio-technischer - Grundlagen einer Situationstheorie, Ferdinand Enke Verlag, Stuttgart 1973.  
シュテーレの業績には、次の著書が挙げられる。  
Staehle: Management, Eine verhaltenswissenschaftliche Perspektive, - 7.,Aufl./ überarb. von Peter Conrad; Jörg Sydow, Franz Vahlen Verlag, München 1994.

## 紹介訳 Vorstellungübersetzung

## 凡 例

1. 本紹介訳は、Staehe, Wolfgang H. : Plädoyer für die Einbeziehung normativer Aussagen in die Betriebswirtschaftslehre, in: *Zfbf*, 25. Jg., 1973. Heft 3. S. 184-197の全訳である。
1. 本文中のイタリックは、訳文では太字にした。
1. 本文中の ” ” は、訳文では「 」にした。
1. 本文中の ( ) は、訳文でも ( ) にした。
1. 訳文中の { } は、訳者の補足的な語句である。

## 経営経済学への規範的言明の導入に関する弁護

[19]50年代における豊富な方法論上の研究成果の出版と60年代におけるこの領域の比較的平穏な時期の後、最近ふたたび、「方法論者達」と「科学理論家達」が、たびたび発言を申し出ているのである。彼らは、しかしながら、全く僅かな例外を伴うにせよ、専ら批判的合理主義の立場を支持する、その結果、経営経済学の価値基盤の上に存在した意見の一致という印象が生じている。そして、現代的科学理論の応用が、この経営経済学部門の特有の課題について、今やますます問題になっているのである。この[今日的な]こととは対照的に、以下の論文では、長い伝統を話の糸口にしたいと思う。しかし、そこでは新しい科学理論的な認識を通して、経営経済学の規範的言明の受容に基づく要求を相対化し、新しい定式化と基礎づけを行うものである。

## I 経営経済学における規範的一価値評価的言明

経営経済的言明システムにおける規範的言明の導入への要求は、没価値の専門支持者であると自分自身思っている多くの経営〔経済学〕者達には、時代錯誤として作用するし、その導入への要求は、経営経済学においてずっと以前に克服されたところの、誤った道へと結びつけようとする永遠の時代遅れの要求として作用するのである。

この課題においては、価値判断論争の核心が、そして対象言語的な言明領域における価値判断の受容が、それでもやはり、その規範的性格の明白な特徴を伴って、問題となっている。

経営経済学における規範的一価値評価的な考察方法(normative-wertende Betrachtungsweise)の信奉者達は、過去において鋭く攻撃されたのである。そして、多くの信奉者達は、今日もなお、一括して屈辱的な意見に身を晒したと思っている。

それゆえ、規範的経営経済学は、非科学的であり、そして認識進歩を妨げることがとりわけ主張されている。その際、規範的経営経済学では、「科学」と「認識進歩」という諸概念が自ら問

題化されなければならないことが無視され、それと共にその諸概念が価値評価的考察の対象になることが無視されている。また没価値的の科学にとっては、意思決定も、価値判断の表現である。

例えば、シェーンブルーク (F.Schönplug)、カインホルスト (H.Keinhorst)、あるいはカッターレ (S.Katterle) の研究成果のような洗練された諸分析は稀である。<sup>1)</sup> 経営経済学の巨匠であるシュマーレンバッハ (E.Schmalenbach) でさえ、規範的考察方法のウイルスに対して完全に免疫のないことが判明した。——リゾウスキー (A.Lisowsky) は、シュマーレンバッハを「偽装した」規範主義者と名づけ、カインホルストを極めて「生粋の」規範主義者と名づけたのである。——そうしたことは、没価値的経営経済学の多くの聖なる保護者達に対し、その没価値的経営経済学の科学理論的な自己認識に対する、ひどい衝撃を意味したのである。

一方では、経営経済学における、規範的一価値評価的言明の明白に意見が一致した拒否と規定的に定式化された意思決定論理的認識によるその経営経済学の代用品、ならびに他方では、「現代的科学論理学」としての新実証主義的で分析的な科学理論の無批判的な受け入れは、我々 (シュテレー (W.H.Staehle)) の考えでは、この経営経済学の学問の憂慮すべき発達の徴候である。価値中立的学科として理解された経営経済学が非難される、まさしく今日の時代においては、経営経済学は、支配知識を産み出し、従属する大多数の労働諸力にとって不利なように存在する社会的力関係を安定させるのである。そのため科学者は、彼の世界観上か、またはイデオロギー上の立場に基づいて、彼の学問的行為を正当化するように呼びかけたし、そして彼の学問的研究成果の社会政策的結果に対して立場を明らかにするように呼びかけたのである。ここでは、シェーンブルークによって1932年に述べられた言明と、我々 (シュテレー) の考えでは、時流を超越した有効な言明だけが、経営経済学と哲学との関係について示されるであろう。[シェーンブルークによれば]「個別科学は哲学になってはいけないということは明らかである。しかし厳密に取り扱われるべき個別科学は、哲学との関連なしには考えられないということもほとんど反論しえない事実である……。我々は、以下の見解を支持する。すなわち、個別科学的研究において明らみに出る矛盾と方法論上の相異は、哲学においてある種の相互に論争する世界観上の定理に還元される。そして、その哲学は、そこでは数百年来、互いに論争の中にあり、その論争作用は個別科学においても決して的外れていないのである」。<sup>2)</sup>

レップェルホルツ (J.Löffelholz) は、すでに1957年に、経営経済学においても、時代は今や、社会哲学的に基礎づけられた規範的一価値評価的方法の復興の機が熟せば良いと思っていたのである。[レップェルホルツによれば]「自然科学は、その科学の最も著名な支持者達のうちに、哲学との結びつきをも、ずっと以前から見い出していたし、それどころか形而上学へのドアさえも小幅に開けていた (ヴァルター・ハインリッヒ (Walter Heinrich)) のに対して、一方、基本的立場が反哲学的である実証主義が、経営経済学の脳裏に依然としてちらついていたのである」。<sup>3)</sup> その[復興の]予測は、しかしながら今日に至るまで実現しなかった。経営経済学は、全く逆に

## 経営経済学への規範的言明の導入に関する弁護

〔その予測から〕遠ざかる。経営経済学は、現代の科学論理学、意思決定論理学、および経済学によって、そしてそれらの意味をますます多く含むわざとらしい価値判断の哲学的基礎づけによって駆りたてられ、さらに無批判で、システム固定的な技術論の非難を無くならせるに違いない。〔グラエゼール (B.Glaeser) によれば〕「その時々目標設定は、超科学的に前もって定められるし、非反省的に引き受けられる。そのように良く訓練された価値中立性は、批判の欠如が別の可能性を消し去るので、そして価値と目標が、人がその成功から目を閉ざす点では単に除外されるにすぎない実証主義的な基礎であるので、単にうわべをとり繕うだけであろう。意思決定志向的経営経済学が、批判的省察の欠如により現存する支配関係を肯定するとの疑いの状態に陥る限り、うわべをとり繕った価値中立性は、さらにイデオロギー的な価値中立性となる。〔このように〕見せかけとして是認された科学の性格は、(さらに社会的) 責任性を含む科学のエートス (気風) と調和していないのである」。<sup>4)</sup>

経営経済学とは異なって、シェーンブルークによって言及された、相互に対立する世界観上の哲学における定理は、別の精神科学においては、部分的に激しい科学理論的および方法論的な議論へと導いた。それは、まず社会学<sup>5)</sup>において、その後、さらに国民経済学<sup>6)</sup>と心理学<sup>7)</sup>において、である。方法論的な問題に取り組む僅かな経営経済的専門支持者達は、比較的長期にわたる省察経過なしに、ずっと以前に支配的で素朴な、または論理的な経験論 (帰納原則) から新実証主義や批判的合理主義へと移行したのである。もし、批判的合理主義者が、没価値な処理の正当性の証として科学史をわずらわし、すべての科学活動の歴史的法則性を、同じ内在的な機械論 (最初の規範的な始まりから価値自由的な考察方法へ) の解釈のために提案するなら、まさしくばかげたことである、と思われる。<sup>8)</sup>

我々 (シュテール) の経営経済学の学科においては、実証主義論争のことは何ら話題になっていない。ベルリン自由大学での科学理論的な討論会の機会にしっかり持たれ、討論された研究報告の編者も、上の評価を持つに至っていない、つまり「実証主義論争が60年代初頭、一方のアドルノ (Th.W.Adorno) やハーバーマス (J.Habermas)、他方のポパー (K.R.Popper) やアルバート (H.Albert) との間で実施されたように、実証主義論争は、経営経済学について、弁証法の意味に基づく明白な問題が従来立てられなかったという点では、少なくとも経営経済学においては少しの反応もなかったのである」。<sup>9)</sup>

その反面、ポパーの言う意味では、すなわち、経験的に内容豊かな言明システムを展開し、そしてその言明システムの有効領域を限界づけるといふ研究計画は、いくらかの発想 (例えば、ヴィッテ (E.Witte)、ハオシイリット (Hauschildt)) を除いて、誠実な願望に留まったのである。

シュミット (R.H.Schmidt) も、科学理論の中で、経営経済学 (フィッシャー・ヴィンケルマン (W.F.Fischer-Winkelmann)) の最近の方法論において、経営経済学がほとんど話題となっていないことに注目しており、そしてシュミットは、この経営経済学の研究成果の読書の後で、次のよ

うな結論に達するのである、つまり「彼が、フィッシャー・ヴィンケルマンによって描写されるように、経営経済学の経験的一知覚的命題の有効性条件についての特性が、科学理論の現状に応じて示されているようには思われたい」と。<sup>10)</sup>

## II 没価値的経営経済学 対 規範的経営経済学

経営経済学における明確な没価値的考察に関する代表者として、ここに多くの専門支持者達に代わってヴェーエ(G.Wöhe)が選ばれる、なぜなら、ヴェーエは彼の広く普及した教科書『一般経営経済学入門』によって、経済科学を専攻する学生達の思想にかなりの少なからぬ影響を及ぼし、そしてその結果、学生達のその後の論述(行動)への大きな責任を引き受けるからである。ヴェーエは、彼の著作の序章において、規範的経営経済学に反対する一般的な論拠を簡潔に報告した後、全く断定的に以下のように主張する。すなわち「経営経済学は、つまり没価値的科学である。経営経済学は、真の価値判断を断念しなければならない。なぜなら、この価値判断は、その真理における合理的な方法で確保されえず、従って少しも科学的認識に通じるのではなく、むしろ単に個人的な信条告白を表すだけである」と。<sup>11)</sup> 価値判断の表示に反対するヴェーエの攻撃は、ここでは少しばかりヴェーエ自身に対して転じられる。ヴェーエは、彼の良き正当性であるところの、イデオロギイ的立場に基づいて、没価値的科学を要求する——そのことは彼にとって最もなことである——そして経営経済学が本当に没価値的科学に依っていることを、学生達に信用させるのである。ヴェーエの見解にとり、確かに何ら敵対者でないフィッシャー・ヴィンケルマンは、この小さなミスについて、優れて以下のように分析した。「我々の引用文の第1命題は、事実主張のように思われる。しかしながら第1命題は、引用文の第2部分の分析を用いるように、記述的な外観を読者に示すところの、論理的に純然たる価値判断についての良い例を提示するのである。この記述的な外観においては、状況の論理が規範的帰結をもたらさないといえ、経営経済学における価値判断に対する価値評価的姿勢は関係づけられるのである」と。<sup>12)</sup>

ヴェーエによれば、現存する経済秩序を批判したり変更したりすることや、経営の総合経済的考察を行うか、または経済政策的立場を関連づけることは、経営経済学の任務ではない。以下の引用文は、ヴェーエの立場にとって模範的なものである、すなわち「経済システムが寄生的な利益を追求する可能性を提示するとするならば、この可能性の諸関係を変えることは経営経済学の任務ではなく、せいぜいのところ経済政策の任務である」。<sup>13)</sup> 「経営経済学の観点においては、人間は目的ではなくむしろ手段である」と。<sup>14)</sup>

ヴェーエの方法論的研究成果のほぼ50年前に、規範的経営経済学の著名な支持者の一人であるヨーハン フリードリッヒ シェアー(J.F.Schär)<sup>15)</sup> によって定式化された一般商業経営学の任務についての見解は、今日では没価値的経営経済学の支持者によって表明された、諸意見に対比

## 経営経済学への規範的言明の導入に関する弁護

させられるべきである。シェアー<sup>16)</sup>によれば、商業経営学は、国民経済学との関連で密接に見られる必要がある、とする。というのは、個人経済的目的（ヴェーエいわく「より大きい利益、つまりより高い収益性という目標のみ持っている」<sup>17)</sup>）ではなく、総合経済的目的が個別経済にとっては決定的であるからである、との見解を支持するものである。シェアーは、首尾一貫した方法で、科学的考察の出発点として利益追求を拒否し、（シュマーレンバッハも後にそうであるように）利益追求に国民経済的カテゴリーである経済性を対比する。シェアーは、商人の職能を、売り手と買い手の間の仲介と見なし、分業によって分けられた個別経済についての関連と見なすのである。シェアーは、商人の存在理由を、商人が総合経済のためにもたらす給付から、導き出し、商人の個人主義的な目標設定から、導き出すのではない、とする。シェアーは、彼の学説の規範的領域に、個人主義の放棄と一般的価値尺度としての共同体原則への社会連帯主義に強く特色づけられた方向性を相応に要求する。社会的国家は、その国家のための自己目的ではないが、それにもかかわらず公共の福祉に従って、できるだけ広範囲にわたる個人の人格の展開を保証するための手段である。シェアーは、資本主義的な個人主義と純粋な集産主義との間に妥協案を模索する。〔シェーンブルークによれば〕「シェアーの理想は、私的商業の完全な排除であり、社会的商業の概念の下で統合する交換組織を通じての代用品である。彼は、その条件の下で、国家、地方自治体、あるいは自由な経済共同組合の利害においてのみ営まれる、あらゆる種類の商業活動を理解する」と。<sup>18)</sup>

## III 規範的言明の導入に反対する論拠とその論拠に対する論破

シェアーの後、なおさらに多数の科学者達（ディートリッヒ (R.Dietrich)、ニックリツシュ (H.Nicklisch)、フィンダイゼン (C.F.Findeisen)、カルフェラム (W.Kalveram)、ヴァイサー (G.Weisser)、コルビンガー (J.Kolbinger)、ロイトルスベルガー (E.Loitslberger)）は、ただし、非常に異なった基礎づけを伴って、そして異なった価値源泉を引き合いに出してではあるが、経営経済学における規範的言明の導入への賛成の意見を述べている。今日、人は、より古い著者達に、彼らが彼らの価値判断の信条を十分に明確な状態にしなかったこと、そしてそれと同時に場合によっては、科学的認識の外観を呼び起こしたこと、を非難しえたのに対して、一方、一定の世界観あるいは哲学的方向を表明する、そのような専門支持者達の上に、「没価値」の常に主要な方向の攻撃が、内容的にも方法的にも、不当に現れるのである。

その科学的行為の社会政策的結果について信条的な意見を述べること、その学問体系の基礎づけとして一定の世界観上の観点を関係づけること、の不当な要求は、今日相変わらず以下の3つの論拠を拒絶しようとするであろう。

論拠1、①規範的—価値評価的経営経済学は、存在ではなく当為を研究し、そして事実的状态

を当為一状態へ近づけようとする。②しかし経営経済学は、存在科学としてのみ存在しうるのであり、それゆえ規範的一価値評価的経営経済学は、非科学的である。

論拠2、経営経済学は、経営の経済的的局面についてのみ関わるものである。つまり、社会的、心理的、哲学的小よび他の諸問題は、経営経済学の認識と見なされない非経済的な諸課題である。経済原則は、没価値的経営経済学の同一性原則であり、それ以外のすべての諸原則は価値判断であり、それゆえ許容されていない。

論拠3、価値判断は、少しも確実な認識ではなく、むしろ個人的な信条である。

以下では、これらの諸論拠に対し、批判的な立場が、明らかにされるはずである。事実主張が問題となっている限りは、事実主張を論破することが試みられる。価値判断が問題となっている限りは、対立する立場を構成することが試みられる。

論拠1〔①規範的一価値評価的経営経済学は当為を研究し、事実関係を当為状態に近づける。②経営経済学は存在科学である〕について。

最初の言明は、容易に論破される1つの事実主張を表している。僅かな例外を除いて、規範的一価値評価的経営経済学の支持者達は以下のような見解をとる。すなわち、〔没価値的〕経営経済学の主要な任務の1つは、研究対象の存在状態を可能な限り没価値的に分析すること、そしてなおさらに記述過程あるいは説明過程の成果を固有の価値システムという尺度で測定するということ、とする見解をとる。規範主義者達は、存在と当為の間の見解の相違の調停について、さらに一定の形成能力を示す。それゆえ、存在の分析は、規範的形成処置の合理的な定式化に向けての不可欠な前提である。この論文の標題から明らかなように、我々（シュテーレ）もまた、決して規範的経営経済学〔という名称〕のためにではなく、〔没価値的〕経営経済学の言明システムにおける規範的前提の考慮のために努力している。というのは、最初の名称は、遺憾ながら、すべての経営経済学は、ただ価値判断のみの理由から存在するとの誤った見解に導いたからである。

我々（シュテーレ）は、純粋に知覚的一情報的で没価値的に認められた理論を展開することを意図するのではなく、むしろ規範的領域における経営経済的理論は、経済的小よび社会的状況の改良についての言明を、そして経済主体の必然的に認識される解放の可能性についての言明を手に入れるべきであった、という見解である。純粋に知覚的一情報的な言明システムから、規範的結果を演繹することは、現代の科学理論によれば不可能なので、規定的な前提が〔言明〕システムへ明示的に導入される必要がある。合理的行動への要求や、あるいは意思決定論理学から獲得された規定的な命題も、価値判断についての特徴を持っており——そして、そのことはしばしば見通され——そのため必然的に規範的なのである。

つまり我々（シュテーレ）は、合理的行動を引き合いに出してか、あるいは意思決定論理的認識を引き合いに出して、没価値的で、記述的一技術的な処理方法の外観を認めようとするのでは

## 経営経済学への規範的言明の導入に関する弁護

なくて、格率として明確に理論的システムの構成要素になる、一定の価値前提を率直に告白しようとする。それに対して、実証主義的な処理方法は、現実において認識可能で、経験的に証明可能な変数を、通常、目下のところ、展望の残念な制限において実施し、既存の力関係の下で可能な形成処置を結果として伴う、理論的システムに取り込むという危険を冒すのである。シャンツ(G.Schanz)は、批判的合理主義者達の形式主義的で内容(主体、実践)を度外視する考察方法が、どういう結果となりうるのかを明確にする。<sup>19)</sup>つまりシャンツは、一方の経営手段や材料という生産要素と他方の人間的労働給付の投入との間に、別の相違性を、つまりこの場合、他の要素種類が他の投入問題と共に問題となっていることを、少しも思い込まないのである。シャンツは、人間的な労働給付の特色づけを、例えば、ロイトルスベルガーによる「価値財」として、恣意的な取り決めとして、低く評価する。

重要な変数の選択と後の仮説形成は、意識的か無意識的に、支配的なイデオロギーからの影響を及ぼされるので、このような状態で生じた理論を没価値的と呼ぶことは、ますます疑わしいと思われる。我々(シュテーレ)はここに、2つの並行した記述可能な方法、すなわち経験的-帰納的処理(経験的に再検証可能な仮説の形成)と規範的処理(価値前提または格率の形成)が言明システムの形成に導く、という見解を支持するのである。

同じように、キルシュ(W.Kirsch)も、意思決定前提の2つのカテゴリー、つまり価値前提と**事**実的様式の前**提**を区別する。<sup>20)</sup>経験的-帰納的処理に関しては、我々(シュテーレ)は帰納法をただ研究仮説を見つけ出すための発見的手段としてのみ用いるので、もちろん周知のように、帰納原則を通じてはどんな方法も結果として一般的に有効な原理に導かないのである。新実証主義者達や批判的合理主義者達は、我々(シュテーレ)の考えでは、彼らが認知心理学や知識社会学の領域において、発生関係や発見関係の課題を明らかに低く評価するように指示するなら、容易にそのこと[帰納原則の非有効性]にとりかかる。<sup>21)</sup>シュミットは、フィッシャー・ヴィンケルマンの「方法論」に対する批評論文において、正当にも以下のことを要求する。すなわち「経営経済的な研究実践の課題によって調整された方法論は、事前科学的や事後科学的、そして科学心理学や科学社会学と名づけられうるもののすべてを含まなくてはならない」と。<sup>22)</sup>仮説の構想は、単に創造的な事前経験の独創的な着想でしかないが、しかしそれが表面的な科学者の根拠のない課題に関連した事前経験(すなわち、結局のところ無意識な帰納法)であることは、我々(シュテーレ)の考えでは、すべての経験と矛盾するのである。

規範的処理の下で、我々(シュテーレ)は、実践的-規範的価値論とは逆に、哲学的価値論(*philosophische Wertlehre*) (ここでは、社会的**人**格主義)から経営経済学の領域のために特殊規範を導き出す、という規範的-価値評価的考察方法の導入を理解する。しかしながら、双方(規範的-価値評価的、および実践的-規範的)の処理方法は、平行して記述可能であるにもかかわらず、できるだけ明確に相互に区分されるべきであった。実践論的**形**成処置は、そのようにして

獲得された言明システムから、さらに演繹法を用いて導き出される。

経済的言明と超経済的言明の公理化を提案するロイトルスベルガーの見解も、この科学計画と一致しうる。<sup>23)</sup> 超経済的言明でもって、ここでは（対象言語的言明とは逆に）超言語的言明が想定されているのではなく、むしろ経済的領域の外に位置している価値判断が想定されているのである。我々（シュテーレ）と同様にロイトルスベルガーもまた、超経済的価値観が公表されるべきであり、そして内容的かつ質量的に定義され、言明システムにおける前提として取り入れるべきであるために、力を尽くすのである。もっともロイトルスベルガーは、いったんそこで定式化された価値前提が所与と見なされ、議論の課題として利用されえないこと、次に、多元的社会においては根本的な超経済的価値観上の意見の一致は可能でないこと、という指摘の下に、経営経済学の内部における外成規範的（規範的—価値評価的）方向を受け入れないのである。<sup>24)</sup> 我々（シュテーレ）は、このロイトルスベルガーの見解を共有しない。なぜなら、共通の超経済的価値システムを通じて民主的方法によって獲得された合意方法とは異なって、基本法において定められた基本的権利ないし人権は、それらが導き出された哲学的価値論と共にあるからである。

法律委任と「経済」の部分システムにおける現実性との間の大きな不一致は、我々がそのようなものの共通の価値システムを何一つ持たないという見解を、全く明白に生じさせる。

没価値的経営経済学が不可能であるかのようなロイトルスベルガーの全般的主張は、しかしながら、その没価値的経営経済学の基礎づけ（用具は没価値的には導き出されえない、つまり用具の投入は没価値的には行われえない）において、科学理論的な観点から攻撃されうる。<sup>25)</sup> 没価値性の要求は、以前から、疑いなく経営経済学に採り入れられていると言ってよいのである。しかしながら、ロイトルスベルガーの主張は、後に適切なものであったと判明する。なぜなら、没価値性の要求により登場した経営経済学の発信者達は、ただ情報を与えられるだけでなく、その行動においても影響を及ぼされるからである。つまり没価値的研究（例えば、企業者の、意思決定者の、職工者の目標）の対象領域の選択を通じてだけで評価されるからである。〔フント（S.Hund）／リーバウ（E.Liebau）によれば〕「社会的現実性には、歴史的に生成した利害構造、権力構造、価値構造、意識構造およびコミュニケーション構造が混じり合っている、そして、科学者は、それら諸構造から意志行為として全く抜け出しうるのではなく、むしろ科学者は認識において、共にそれら諸構造を手に入れようとするのである」。<sup>26)</sup>

さもなければ、シャンツは「客観的」な認識進歩の目標が危うくされるということを、特殊的には超経済的価値観の公理化の拒絶と、一般的には科学的言明システムへの価値判断の導入、の理由とする。<sup>27)</sup> ウァバーン（P.Urban）もまた「真理力がなく、経験的に再検証が不可能である言明の全要素は、認識進歩の妨げとなるに違いない」<sup>28)</sup> との見解を示す。人が認識進歩を自己目的と見なさないとするなら、誰に、そして何のために、より多くの認識は役に立つべきか、という問題が必然的に出される。認識進歩は、もはや少数の特権者達の手中に、より多くの知識

## 経営経済学への規範的言明の導入に関する弁護

〔があることを〕を意味する必要はなく、むしろすべての職務において、経済過程に関与しなくてはならないし、経済過程に関係する集団を設定しなくてはならないのである。

シュミットは、独自の理解にならって、批判的合理主義の哲学を広範囲にわたって受け入れる。彼は、誰の目標やどの目標が意思決定モデルの基礎とされるのか、についての基礎意思決定の課題と、それと関連して、科学的言明の重要性の課題と、を明瞭に識別した。〔シュミットによれば〕「しかし、何が科学的課題の重要性の本質を成すのか、そして、どのようにして人は基礎意思決定を正当と認めることができるのであろうか？この問いへの解答を、現時点における分析的科学理論は、まだ出していないのである」。<sup>29)</sup> キルシュも次のように指摘する。特定の構成員（企業者）、あるいは特権を与えられた組織の集団（トップ・マネジメント）の個人的意思決定の論理上に基づく選択の結果として、およびこの価値システムへの排他的な統制という目標研究の対象として、生じたところの基礎意思決定の極端な党派性を指摘する。<sup>30)</sup>

経営経済学は存在科学でありえるにすぎない、という論拠1の第②命題は、我々（シュテーレ）が従うことができない価値判断を表している。何が科学的であるか、あるいは非科学的であるか、についての意思決定は、研究者の主観的な科学理解に依存しており、そして一般的に認められた科学概念の欠点に際しても、普遍的でなく、そのつどの確に捉えられうるものである。すでに、前の箇所でも説明されたように、我々（シュテーレ）は、経営経済学が他のどの科学とも同じように、存在状態の記述と説明に留まりえず、むしろ規範的形成の勧めを手に入れるべきであった、との見解をとる。そのような規定的な言明は、我々（シュテーレ）の考えでは、全く同様に、その科学者が意識的であろうとなかろうと、ただ、イデオロギー的に基礎づけ可能な価値システムに基づいている、ということである。フィッシャー・ヴィンゲルマンによって、価値判断の導入に対して提案された代替案は、科学者の真の利害状況の全く危険な隠蔽と、そしてただ見せかけ上の没価値的言明の横領と、我々（シュテーレ）には思われるのである。〔フィッシャー・ヴィンゲルマンによれば〕「没価値性の公準に固執する人は誰でも、純粹情報の實際上標準化した作用と、実際の意思決定行動と、を信頼し、そしてどの様式の指図をも断念するのである」。<sup>31)</sup> 「純粹情報」および「事実上の意思決定行動」のような実証主義的諸概念を含む研究成果は、社会科学には全く存在しえないような、絶対的に客観的な没価値的言明の存在を示唆する。我々（シュテーレ）は、我々が、経営経済学は存在論と同様に価値論も含むべきであった、という趣旨にそって、我々の詳述を、論拠1に要約することができる。

論拠2〔経営経済学は経営の経済的的局面のみで、社会的、心理的、哲学的問題に関らない。経済原則は没価値的経営経済学の同一原則である〕について。

この論拠2においては、我々が従うことのできない価値判断が問題となっている。何が科学の認識対象であるべきなのか、あるいは同一性原則であるべきなのか、についての意思決定は、

我々（シュテーレ）の考えによれば、人が一般に実りの乏しい大胆な企てを引き受けようとする限り、科学に内在するもの、あるいは自明なものではなく、論証的に努力して手に入れるものである。ここに言及された同一性原則は、経営経済学の広い範囲において、支配的な経済主義と同一である。〔カッターレによれば〕「ここに、利益を、経済的成果の唯一の判断基準で、外見上、経済的成果の事柄にそなわっている判断基準と思わせておくあの経済主義的立場に一致する。収益の追求は、名目上、道徳を含まない経済の自己目的と見なされ、正真正銘の経済的目的と見なされる」。<sup>32)</sup> ヴェーエの言う2、3の言明は、この立場の典型的なものである。例えば「経済原則は、倫理的に中立である」<sup>33)</sup>、「それ（応用科学）は、この手段を倫理的に承認するか、あるいは却下するかについての判断をも断念し、経済的に適しているかどうかについてだけを言明する」。<sup>34)</sup> 「経済的行動と道徳的行動は、2つの異なった地平に位置している」。<sup>35)</sup> 〔没価値的〕経営経済学の選択原則としての、経済原則の意思決定に関して、人は、我々（シュテーレ）の考えによれば、我々が我々固有の価値システムに従うことができない明白な評価を行ったのである。この論拠2においては、さらに多くの経営〔経済学〕者達によって好んで用いられる、やっかいな社会政策上の諸問題提起の排除の戦略と、諸問題提起の非経済的課題としての低い評価の戦略が選ばれる。非政治的な問題の「私には何の関係もない」という立場の安易な正当化を、切迫した社会的、倫理的、哲学的諸問題に関して我々の無関心な研究者の科学に、可能にするこの戦略の退却は、経験対象、認識対象、同一性原則に基づく科学の認識理論上、非常に議論の余地ある秩序原則によって、非常に緩和されるのである。

フィッシャー・ヴィンケルマンは、先験的な事柄の、そのような秩序の不十分さを、とりわけ問題志向的で学際的な研究について、明確に次のように指摘したのである。すなわち「認識対象から方法論的に安全策を講じられた決定は、認識のよりいっそうの成長を妨げる、つまり経営経済学の支持者達の下で、認識対象についての伝統的で、認識論理的な表象による保証、伝承および宣伝は、他の学科における成果が科学特有の課題の解決のために理論的重要性を備えうること、という理解へ、極めて容易に近寄れなくしうる」と。<sup>36)</sup>

我々（シュテーレ）の考えによれば、大学が、学部や専門領域において、その制度化された表現を見出すように、大学内部に見い出される分業を、研究と学説への内容の分割に適用することには、多いに用心されるべきであったのである。科学的な認識の獲得の過程と認識の加工の過程は、それが大学において、伝統的に分割された学科において育成されるように、現実の必要条件に、非常に不十分に一致するにすぎない、との実在が判明する。過去において、経済科学と社会科学の高度な専門化が、まず、個々の諸学科それ自身の間を疎遠にすることへ導き、そして次に、科学と実践との間を疎遠にすることへ導いた、ということがさらに加わる。我々（シュテーレ）は、ここにおいて、調査された現象の説明にいくらか貢献することができるものの、すべての諸学科の言明を考慮に入れる、課題志向的で状況的な研究発想を弁護するのである。

## 経営経済学への規範的言明の導入に関する弁護

論拠3〔価値判断は確実な認識でなく、個人的信条である〕について。

この言明においては、我々（シュテーレ）が、十分に従うことができる事実主張が問題となっている。経営経済学における価値判断は、社会的秩序諸原則の特徴をしばしば受け入れる。そのような社会哲学的秩序諸原則は、合理的でなく、結局のところ、形而上学的に基礎づけ可能であるにすぎないのである。まず第一に繰り返し経験的な実証に際して、時の経過の中で法律の性格を受け入れうる反証可能な仮説として言明が定式化されうることを、人が要求しなくてはならない没価値的で経営経済的な言明とは逆に、社会哲学的諸原則は、厳密な科学理論上の検査方法に支配される必要がないし、支配されえない。というのは、この社会哲学的諸原則には、反証可能性の判断基準が欠けているからである。倫理的諸規範は、確かに間主観的に再検証可能である価値判断に基づくが、しかしながら実在を手がかりとすることなく、正しいことが判明しうるか、あるいは誤っていることが判明しうるのである。経営経済的文献の点検に際して、著者が、文献の形成仮説を経験的研究や、または主観的な価値判断に基づいて獲得したかどうか、を判断することはしばしば困難である。研究者の価値判断は、我々（シュテーレ）の考えでは、非常に望ましいことであり、避けられえないことでもある。実証主義者達とは逆に、規範主義者は、以下のことを強調する。すなわち〔カッターレによれば〕「規範主義者が確実であるとし、そして彼が前提について証明しようとするところの彼の実用的前提が、彼の信念を再現するのである。それゆえ、規範主義者は、その信条的性格の明示的な表明の下で、この実用的前提を科学的システムへ採り入れる。その場合、科学的システムは、単に知らされるだけではなく、むしろ社会の形成者にも訴え、社会の形成者にも明確な目標と手段を思いつかせようとするのである。規定的な用語の利用による、この使用可能性上の断念は、規範主義者達に、学者の政策的、道徳的非関与性を懸念させるであろう」。<sup>37)</sup> 学者は、経験的事実と主観的価値判断を、できるだけ良く区別することを必要とするだけである。キルシュもまた、経営経済的研究者達を、研究者達の主観的価値観の公表の不足のために批判するにもかかわらず、キルシュは、彼の論文の中で、同様の控えめな態度をとろうとするのである。<sup>38)</sup>

#### IV 規範的言明の導出のための哲学的基礎づけとしての社会的人格主義

経営経済学における規範的言明の導入に反対する主要論拠の論破が試みられた後で、終わりにあたり、我々（シュテーレ）自身の価値システムが明るみに出されるべきである、つまりその価値システムは、我々（シュテーレ）の意見では、経営経済的言明システムの枠における価値前提の定式化に向けての出発点として利用されるべきであった。

我々（シュテーレ）は、以下のような見解をとる。すなわち、民主的であると自称している国

家においては、すべてのシステム構成員の特殊で民主的な基本的立場でさえ、支配的である部分諸システム（例えば、すなわち、政党、教育制度、経済、家族のような〔システム〕）は、存在する根拠があるのである。〔シュタンメル(O.Stammer)によれば〕「この研究においても、実践においても、人は、その見解から以下の結果に至る、すなわち社会や政治的生活に關与する集団の継続的な民主化を通してのみ、民主的統治システムの安定性が確保されることができるのである」。<sup>39)</sup>

我々の社会での支配的な影響が、直接的に経験可能であるところの「経済」という部分システムにおいては、まさしく、この民主的な基本的立場は、なお幅広く欠落しているように我々には思われる。カツ(D.Katz)とゲオルゴポウロス(B.S.Georgopoulos)は、とりわけ優れた分業（例えば、流れ作業）においてと、密接に關係している労働過程と意思決定過程（例えば、スタッフライン）との分離において、および一般的には、従業員の搾取と疎外への傾向がある官僚機構において、不満への永続的な源泉と同時に民主化への同時的な出発点を見てとるのである。〔カツとゲオルゴポウロスによれば〕「上述の弱点に関して、意味のありうる構造改革の1つの重要な方針は、組織を管理するにあたっての民主的原則のより十分な拡張である」。<sup>40)</sup> 我々が、ここに、民主化について述べる場合、我々は、企業上や経営上への民主的な統治形態の転用を意味するのではなく、むしろ、その民主的諸原則が、例えば、ドイツ連邦共和国の基本法において制定されているように、共同生活や共同労働の民主的諸原則の導入(Einführung demokratischer Prinzipien)を意味しているのである、つまり我々は、ここでは、とりわけ基本法を念頭に置くものである。すなわち「基本法〔第1章基本権〕第1条〔人間の尊厳〕①人間の尊厳は不可侵である。人間の尊厳を尊重し、および保護することは、すべての国家権力の義務である。②ドイツ国民は、人間の尊厳を求めて、不可侵で、かつ譲り渡すことのできない人権を、世界のあらゆる人間社会、平和および正義の基礎として認める。そして、第2条〔人格の自由、人身の自由〕①何人も、他人の権利を侵害せず、かつ憲法的秩序または道徳律に違反しない限り、自らの人格性の自由な発展を求める権利を有する」。

経営民主主義の課題を議論した著者達の中で、ブルーム(F.H.Blum)は、個人的人格性の展開のための自由枠の共同決定と形成を通じて、民主的な基本的立場の創造としての我々（シュテーレ）の民主化の見解に、最も近いのである。〔ブルームによれば〕「民主的諸価値のうちで、我々は、しばしば、民主主義の核心部分、すなわち議会制〔民主主義〕機構と見なされるところのものを、第一の（最も重要な）もの、と理解しない。民主主義の核心は、個人の尊厳について、個人の本質の創造的意見について、および個人の実証について、の倫理—宗教観である。創造的活動は、隣人に対するより活発な相互關係において、本質特性の差し支えない展開を……意味する」。<sup>41)</sup> このことに関して、ブルームは、我々（シュテーレ）が、我々の理論システムの格率として昇格させる、連帯と相互扶助の基本諸原則(Grundprinzipien der Solidarität und Subsidiarität)を

論じる。

〔ヴェーロウ (F.Bülow) によれば〕連帯原則は、以下のことを意味する、すなわち「人間のあらゆる行為は、他人に影響を及ぼす。人間は、お互いに指導されていて、連帯（一心同体）の義務を負わされている。連帯主義は、それ自体としては、競争を厳しく非難しないが、経済原則としては、競争を容認するのではなく、むしろ、協働に、つまり相互関係に基づく協同作業に、優位を容認するのである」。<sup>42)</sup>

相互扶助原則は、諸組織における任務配分に関しては、付加秩序原則として、連帯原則を補うものである。〔ヘンクステンベルク (H.E.Hengstenberg) によれば〕相互扶助原則は、以下のことを意味する。すなわち「あらゆる生活領域や権利領域は、それがその本質と現実存在から果たすことができる固有の全権利と主導性における、すべての任務を果たすべきことである。しかし、そのつど（行政上）優先させた生活領域や権利領域は、（行政上）従属した領域が、当該の任務を解決しえないか、あるいは解決しようとしないうちに、ただ介入するにすぎないことである」。<sup>43)</sup>〔従って〕相互扶助原則は、随意に管轄権を自分の方へ引きつける権限がなく、あるいは有益な支援策の場合を除いて、無秩序な生活範囲に介入する権限がなく、優先させたシステムに比べて、より小さな生活範囲の権利を保護するものである。この着想は「例外によるマネジメント」や「協働管理」の原則において、部分的に実現されたことが、明らかになる。

連帯原則と相互扶助原則において述べられる価値観は、すべての価値が（物件にではなく）人格に由来し、そして人格が、ただ価値源泉であるだけでなく、むしろ価値尺度と価値目標であることを要請する——価値論として理解する——人格主義<sup>44)</sup>の哲学的方向の価値観と広範囲にわたり一致する。マイクロ経済的問題設定についての人格主義の現実性や重要性は、人が、利己主義や個人主義に対して、実証主義的決定論に対して、純粋な技術的で、自然科学的な思想に対して、および全く一般的には、物的強制の程度に対して、全体主義的国家体制や経済体制に対して、諸組織の独立という官僚制に対して、そして全く一般的には、目標における手段性の転換に対して、人格主義を反作用と受け取る場合、そのキリスト教的（トマス・アクィナス (Thomas von Aquinas) からネル・プロイニンク (O.v.Nell-Breuning) までの) 思想傾向においてか、または非キリスト教的（シェーラー (M.Scheler)、シュテルン (W.Stern)、ベルジャイエフ (N.Berdiajew)、ヤスパース (K.Jaspers)、ハイデガー (M.Heidegger)、サルトル (J.P.Sartre) の) 思想傾向において、最も良く明らかになる。

人格（倫理的—精神的地平）としての人間とは、人間の自己存在においてのみ、それ自体でふさわしくあり、そして、別の決定機関により改良されえない、（自己）意識〔自覚〕と自由の才能がある本質である。従って人間は、手段あるいは道具として、他人あるいは社会的形成物に利用されえないものである。ここで言うこととは対照的に、個人（生物学的—社会学的地平）としての人間は、全く全体の部分でありえるし、そして他人から支配されうるものである。人間

は、人間の**人格性**を通して、他人から区別される。つまり人間は、超越論を通じて、客観性においてではなく、超主観性（キリスト教的見解に、すなわち神に従って）において、全体的にのみ把握されるところの**人格性**を実現するのである。この見解に対して、理想主義的人格主義は、人格ないし**人格性**は十分な自律的、精神的本質ではなく、むしろ大部分は社会的関係の産物である、と批判的に言うことができる。上述のことは、人格的価値が絶対的ではなく、むしろ変化する社会的関係に依存している、と思われる必要があることを意味しているのである。<sup>45)</sup>

人間は自己決定について、意識する自己価値の源泉として、人間の存在を実現しようとする。人格主義は、非人格的諸価値（墮落－自我性）への人間の方向転換に反対し、人間の人格的存在を無視する規範と法律の承認に反対し、そして「不適切な」欲求充足に基づく性向に反対するのである。

しかしながら、自己実現性は、通常は、単独で可能であるだけではなくて、そして（個人主義的見解とは逆に）人格主義的な見解に従えば、全く望ましいものではないのである。共同社会は、すべての人格の人間状態の実現化のための補助に貢献する。つまり国家と社会は、個々の人間の職務における組織である。国家と社会は、権力と法律を通じて、公共の福祉の配慮の下に、自己実現を保証する。公共の福祉の担い手（国家、自治体、企業）の目標は、それゆえ、諸人格の諸目標に関係づけられる必要がある。以前に命名された相互扶助原則は、介入権と優先されたもの〔システム〕の権限を秩序づけるが、しかし、相互扶助的制度に対して個々の人格を秩序づける。その際、危うくされた公共の福祉に関しては、できるだけ多い自由と、できるだけ必要な介入という原則が、有効である。人格主義的な価値システムにおいて、第二の重要な原則である相互扶助原則は、公共の福祉の配慮の下に、自己実現化の達成のための、人間の連帯的結びつきを要求するのである。上述のことから、さらに、人格的価値充足の実現へ向けた、人間の共同社会責任が、導き出される。

社会政策的に、人は、以下のように述べることができる。すなわち、**連帯主義**は、一方では、個人主義と個人主義に近い資本主義との間と、他方では、社会主義と共産主義との間を調整する社会システムを要求する、と。集産主義的社会主義は、個人主義的資本主義と同様に人格主義者達によって、拒絶される。なぜなら、一方の集産主義的社会主義は、人格主義の諸要求に反して、人格に対する社会の優位に、および、もう一方の個人主義的資本主義は、人格に対する生産関係の優位に、基づいているからである。人格主義の意味における、人間解放への道 (*Weg zur Befreiung des Menschen*) は、人格主義的社会主義、社会的人格主義、あるいはキリスト教的人格主義を通じて、人格主義の支持者（社会政策的立場に応じて）の考えに通じている。

人格的自己保存に基づく欲求、そして、さらに、自己展開（成長、発展）に基づく欲求は、自由と自己決定能力を前提とする。双方の目標の実現化は、我々の考えによれば、民主主義的な社会秩序や経済秩序を、最も速く達成することができる。というのは、人格の自由な展開は、民主

主義において、憲法上保証されているからである（基本法）。

上述の箇所に対して、規範的考察方法の批判者達から、次のような異議が唱えられるだろう、すなわち、価値前提は確かに、一般に承認することができるが、しかし人は、価値前提から経営経済的意思決定のための操作的な判断の諸基準を導き出すことはできない、と。筆者（シュテール）は、今しがた〔筆者の著書『組織と管理』1973年において〕、このことを試みた、そして、企業の組織と管理の領域のために、具体化された状況特有の形成の勧めを展開したのである。<sup>46)</sup>

結論として、経営経済学は、科学それ自体のために営まれるのではなく、むしろ、社会についての科学の職務機能に気づくべきであった、ということが指摘されるべきである。経営経済的研究は、所与の任務設定に際して、目的合理的行動を追求するために縮小される必要はないのである。科学的研究成果は、常に、社会に関連づけられている。〔エルヴァイン（Th.Ellwein）によれば〕「その研究成果固有の条件でもある自由のために、それゆえ、科学は、社会の関与の意識において、そして、社会に関する科学の行為の結果の意識において、営まれる必要がある。科学は、例えば、見せかけの没価値性への退却を通して、あるいは批判的省察の断念を通して、科学に不当に要求されるところのことを避けるとするなら、科学は無意識に、そして、そのために、特に効果的に、存続する諸関係と、その諸関係において基礎となっている目的、価値観、および支配機構の職務に奉仕するし、場合によっては、それゆえ、支配的な諸権力の非合理的な決定の職務に奉仕するのである」。<sup>47)</sup>

注)

- 1) Vgl. **Schönpflug, F.**, Betriebswirtschaftslehre - Methoden und Hauptströmungen, 2. Aufl., 1954. 吉林喜楽監修・大橋昭一・奥田幸助訳『シェーンブルーク 経営経済学』有斐閣, 1970年。  
**Keinhorst, H.**, Die normative Betrachtungsweise in der Betriebswirtschaftslehre, 1956.  
**Katterle, S.**, Normative und explikative Betriebswirtschaftslehre, 1964.
- 2) **Schönpflug, F.**, a.a.O., S.70.
- 3) **Löffelholz, J.**, Der Stand der methodologischen Forschung in der Betriebswirtschaftslehre(II), in: *ZfB*, 1957, S.546.
- 4) **Glaeser, B.**, Zum Verhältnis von Entscheidungsorientierter Betriebswirtschaftslehre und Philosophie, in: *ZfB*, 1970, S.676.
- 5) Vgl. z.B. **Adorno, Th.W., u.a.**, Der Positivismusstreit in der deutschen Soziologie, 2. Aufl., 1970.
- 6) Vgl. z.B. **Albert, H.**, Marktsoziologie und Entscheidungslogik, 1967, sowie **Altvater, E./ Müller, W./Neusüß, C./Lehmann, H./Timmermann, D., u.a.**, Materialien zur Kritik der bürgerlichen Ökonomie, 1971.
- 7) Vgl. z.B. **Holzcamp, K.**, Kritische Psychologie, 1972.
- 8) Vgl. **Schanz, G.**, Zum Prinzip der Wertfreiheit in der Betriebswirtschaftslehre: Wissenschaftstheoretische Anmerkungen zu Erich Loitsbergers Plädoyer für eine normative Wissenschaft, in: *ZfbF*, 1972, S.386.
- 9) **Dlugos, G./Eberlein, G./Steinmann, H.**(Hrsg.), Wissenschaftstheorie und Betriebswirtschaftslehre, 1972, S. 10.
- 10) **Schmidt, R.H.**, Einige Überlegungen über die Schwierigkeiten, heute eine » Methodologie der

Betriebswirtschaftslehre ≪ zu schreiben, in: *ZfbF*, 1972, S.397.

- 11) **Wöhe,G.**, Einführung in die Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, 10. Aufl., 1970, S.41.
- 12) **Fischer-Winkelmann,W.F.**, Methodologie der Betriebswirtschaftslehre, 1971, S.120.
- 13) **Wöhe,G.**, Methodologische Grundprobleme der Betriebswirtschaftslehre, 1959, S.212. 鈴木辰治訳『G. ヴェーエ ドイツ経営学の基礎』文眞堂, 1977年。
- 14) Ebenda, S.259.
- 15) **Schär,J.F.**, Allgemeine Handelsbetriebslehre, 1911.
- 16) Vgl. zu den folgenden Ausführungen **Schönplug,F.**, a.a.O., S.91ff.
- 17) **Wöhe,G.**, Methodologie, a.a.O., S.210.
- 18) **Schönplug,F.**, a.a.O., S.111.
- 19) Vgl. **Schanz,G.**, a.a.O., S.383.
- 20) Vgl. **Kirsch,W.**, Die entscheidungs- und systemorientierte Betriebswirtschaftslehre, in: Wissenschaftstheorie und Betriebswirtschaftslehre, a.a.O., S.156.
- 21) Vgl. **Fischer-Winkelmann,W.F.**, a.a.O., S.115f.
- 22) **Schmidt,R.H.**, a.a.O., S.410.
- 23) Vgl. **Loitsberger,E.**, Metaökonomische Wertvorstellungen und Rechtsordnungen als Determinanten betriebswirtschaftlicher Theorie, in: v. Kortzfleisch, Gert(Hrsg.), Wissenschaftsprogramm und Ausbildungsziele der Betriebswirtschaftslehre, 1971, S.98.
- 24) Ebenda, S.89.
- 25) Vgl. **Loitsberger,E.**, a.a.O., S.98, und dazu **Schanz,G.**, a.a.O., S.382ff.
- 26) **Hundt,S./Liebau,E.**, Zum Verhältnis von Theorie und Praxis - Gegen ein beschränktes Selbstverständnis der Betriebswirtschaftslehre als »Unternehmerwissenschaft«, in: Wissenschaftstheorie und Betriebswirtschaftslehre, a.a.O., S.227.
- 27) Vgl. **Schanz,G.**, a.a.O., S.388f.
- 28) **Urban,P.**, Das Werturteilproblem in den Wirtschaftswissenschaften, in: *WISU*, 1972, S.167.
- 29) **Schmidt,R.H.**, a.a.O., S.408.
- 30) Vgl. **Kirsch,W.**, a.a.O., S.177.
- 31) **Fischer-Winkelmann,W.F.**, a.a.O., S.140. Ähnlich auch bei **Albert,H.**, Wertfreiheit als methodisches Prinzip, in: Topitsch,E.(Hrsg.), Logik der Sozialwissenschaften, 7. Aufl., 1971,S.185ff.
- 32) **Katterle**, a.a.O., S.63.
- 33) **Wöhe,G.**, Methodologie, a.a.O., S.164.
- 34) Ebenda, S.110.
- 35) Ebenda, S.159.
- 36) **Fischer-Winkelmann,W.F.**, a.a.O., S.153.
- 37) **Katterle**, a.a.O., S.150.
- 38) Vgl. **Kirsch,W.**, a.a.O., S.156.
- 39) **Stammer,O.**, Demokratie, in: Bernsdorf,W.(Hrsg.), Wörterbuch der Soziologie, 1969, S.183.
- 40) **Katz,D./Georgopoulos,B.S.**, Organizations in a Changing World, in: The Journal of Applied Behavioral Science, 1971, S.358.
- 41) **Blum,F.H.**, Der Weg zum demokratischen Arbeitsprozeß, 1956, S. X III f.
- 42) **Bülow,f./Nell-Breuning,O.v.**, Solidarismus(Solidaritätsprinzip), in: Bernsdorf, W.(Hrsg.), Wörterbuch der Soziologie, 1969, S.943.

経営経済学への規範的言明の導入に関する弁護

- 43) **Hengstenberg, H.E.**, Philosophische Begründung des Subsidiaritätsprinzips, in: Utz, A. F.(Hrsg.), Das Subsidiaritätsprinzip, 1953, S.20.
- 44) Vgl. zu den folgenden Ausführungen **Adolph, H.**, Personalistische Philosophie, 1931;  
**Berdiajew, N.**, Von des Menschen Knechtschaft und Freiheit - Versuch einer personalistischen Philosophie, 1954;  
**Häring, B.**, Personalismus, in: Philosophie und Theologie, 1968;  
**Wildmann, G.**, Personalismus, Solidarismus und Gesellschaft, 1961.
- 45) Vgl. **Schaff, A.**, Marxismus und das menschliche Individuum, 1970, S.57.
- 46) Vgl. **Staehe, W.H.**, Organisation und Führung sozio-technischer System - Grundlagen einer Situationstheorie, 1973.
- 47) **Ellwein, Th.**, Politik und Planung, 1968, S.31.